

居宅介護支援事業所彩幸 利用料金

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記(1)の金額をお支払いいただきます。

(1) 利用料金 (1月当たり)

料金	要介護 1～2	要介護 3～5
1 居宅介護支援費 I	1,076 単位	1,398 単位
①居宅介護支援費異 i	539 単位	698 単位
②居宅介護支援費 ii	323 単位	418 単位
③居宅介護支援費 iii		
2 特定事業所加算 II	407 単位	
3 ①入院時情報連携加算 I	200 単位	
②入院時情報連携加算 II	100 単位	
4 ①退院・退所加算 (I) イ	450 単位	
②退院・退所加算 (I) ロ	600 単位	
③退院・退所加算 (II) イ	600 単位	
④退院・退所加算 (II) ロ	750 単位	
⑤退院・退所加算 (III)	900 単位	
5 通院時情報連携加算	50 単位	
6 初回加算	300 単位	
7 緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	
8 ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	

※1の①～③の料金については事業所の介護支援専門員の取扱い件数により以下のように異なります。

①取扱い件数が 40 件未満

②取扱い件数が 40 件以上である場合において 40 件以上 60 件未満の部分について算定

③取扱い件数が 40 件以上である場合において 60 件以上の部分について算定

※2はすべての方が対象になります。

※3は、病院又は診療所に入院する際に、当該機関へ必要な情報を提供した場合に以下区分により、加算されます。

①は、病院又は診療所に入院してから3日以内に情報提供をした場合

②は、病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に情報提供をした場合

☆居宅介護支援の提供開始に当たり、医療機関と円滑な連携が行えるよう、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先の医療機関にお伝え頂きますようお願い致します。

※4は、退院等にあたり、病院等の職員と面談を行い、必要な情報の提供を受け、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合、入院又は入所期間中に1回を限度として加算されます。

病院等の職員から、必要な情報の提供を以下の方法により受けた場合

①カンファレンス以外の方法により1回受けている場合

②カンファレンスにより1回受けている場合

③カンファレンス以外の方法により2回以上受けている場合

④2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによる場合

※5は、病院等において医師の診察受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して必要な情報提供を行い、医師から必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に加算されます。

※6は、新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合に加算されます。

※7は、病院等の求めにより、医師等とともに居宅を訪問し、カンファレンスを行った場合に、月に2回を限度として加算されます。

※8は、在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合に加算されます。

☆1のいずれかの額に2及び3～8の加算額（対象分のみ）を合計した額に単価10.21円を乗じた額が、別途必要となります。

☆サービス利用票を作成した月において利用実績のない場合、居宅介護支援費は請求しませんが、病院等から退院又は退所する利用者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は請求させていただきます。

☆新型コロナウイルス感染症への対応として、令和3年4月サービス提供分から令和3年9月サービス提供分までは所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定させていただきます。

ます

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合はお住まいと事業所との間の交通費として、下記料金をいただきます。

対象実施地域を越えた地点より片道10km未満100円、片道10kmを超え、その距離が10又はその端数を増すごとに100円増しとする。